

エスカレーターでは 立ち止まるう!!

「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が令和3年10月1日に施行されました。

エスカレーターでの歩行は、バランスを崩して自身が転倒する原因になるだけでなく、すり抜けざまの接触により他の利用者を転倒させる原因ともなり、大変危険です。

また、子供や高齢者、身体が不自由なため片方の手すりにしかつかまれない方など、さまざまな方が利用しています。

エスカレーターは、立ち止まって安全に利用しましょう。



条例の内容

利用者の義務（第5条）

立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない。

管理者の義務（第6条）

利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを**周知**しなければならない。